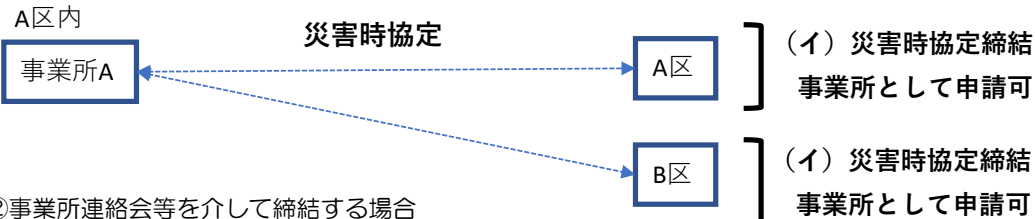
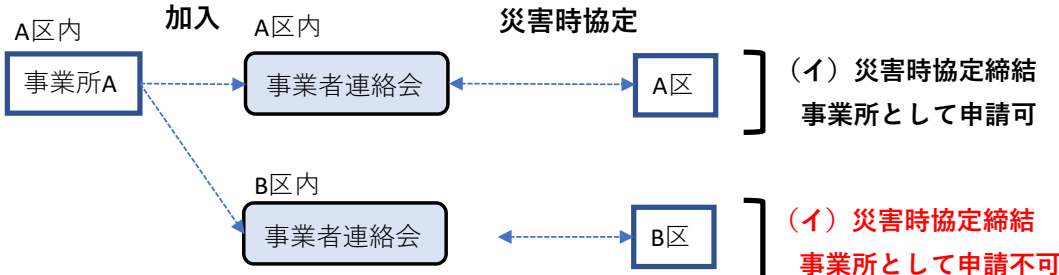


災害時協定に関するよくあるご質問

Q1	この事業における（イ）災害時協定締結事業所とはどのようなものでしょうか？
A1	<p>本事業の（イ）災害時協定締結事業所とは、災害時に「利用者の安否確認」と「避難所等での障害福祉サービス等の提供」の両方を行うこととする旨を定めている協定を区市町村と締結している事業所のことをいいます。なお、区市町村によっては、事業者と個別に協定を締結しておらず、事業者の連絡会や協議会等と締結している場合があります。区市町村による協定締結の状況等については、事業所所在地の区市町村の障害保健福祉主管課にお問い合わせください。また、お手元の協定書の内容が本事業の「災害時協定」に該当するか判断がつかない場合は、個別にご相談ください。</p>
Q2	町内会等、地域の自治会との災害時の支援協定を締結しています。この場合、（イ）災害時協定締結事業所として申請できますか？
A2	申請できません。区市町村と締結している災害時協定のみが（イ）の対象です。町内会等との協定を締結している事業所は、（ウ）災害要件なし事業所として申請してください。
Q3	申請する事業所の所在地と異なる区市町村と直接災害時協定を締結した場合、（イ）災害時協定締結事業所として申請をすることはできますか？
A3	<p>申請できます。事業所所在地外の区市町村と災害時協定を締結した場合も（イ）災害時協定締結事業所の要件を満たしたものと取り扱います。ただし、所在地外の事業者連絡会等を介して、所在地外の区市町村と災害時協定を締結している場合は申請できません。</p> <p>①区市町村と締結する場合</p>  <p>②事業者連絡会等を介して締結する場合</p> 

Q4	年度途中で災害時協定を締結した場合、助成はいつから受けることが可能ですか？
A4	<p>今年度の助成期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）のうち、災害時協定締結日以降の経費について助成を受けることが可能ですが、区市町村と直接災害時協定を締結した場合と、災害時協定を締結している連絡会等に参加した場合とでそれぞれ考え方が異なります。</p> <p>（区市町村と直接災害時協定を締結した場合） 協定書に記載されている災害時協定締結日以降の経費が助成対象となる</p> <p>（災害時協定を締結している連絡会等に参加した場合） 下記2点の内、一番遅い日以降の経費が助成対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該連絡会等の加入日 ・当該連絡会等の災害時協定締結日 <p>※助成対象経費と認められる範囲・期間についての詳細は後日掲載予定の手引きをご確認ください。</p>
Q5	現在締結しようとしている協定書について、障害福祉サービス等の提供を行う旨の文言は無いが、「その他必要なことを行う」等の文言はある。このような場合は申請できますか？
A5	災害時に「利用者の安否確認」と「避難所等での障害福祉サービス等の提供」を行うこととする旨を定めている必要があるため、協定書から読み取ることができない場合は申請できない可能性がございます。しかし、協定書の文面全体を見て可否について判断を行うため、判断に悩む場合には協定締結前に個別にご相談ください。
Q6	手元の協定書では、震災時における対応についてのみ取り決めがなされており、その他の災害については記載が無いが申請できますか？
A6	災害については、震災時における対応のみの取り決めである場合も「利用者の安否確認」と「避難所等での障害福祉サービス等の提供」の両方を行う旨が定められていれば申請可能です。